

# 新型コロナウイルスに関する支援策について



支援策の詳細や最新情報は、市ホームページまたは担当課までお問い合わせください。

## 特別定額給付金(新生児分)



国の特別定額給付金の基準日の翌日(令和2年4月28日)以降に生まれた新生児に対し、1人当たり10万円を給付します。  
 ▽対象世帯 4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、本市で最初に住民登録された新生児、かつ令和2年8月11日時点で本市に保護者の住民登録がある世帯

▽申請期間 令和3年4月30日(金)まで

▽申請方法

**8月11日(火)までに出生届の手続きをした世帯**

ご自宅に必要書類を送付しますので、申請書と添付書類を同封の返信用封筒に入れて返送してください。

**8月12日(水)以降に出生届の手続きをされた世帯**

子育て支援課窓口で手続きの案内をします。

▽振込日 毎月15日までの申請受付で、その月の月末に振込予定。

閩生活支援課(☎983-1123)、子育て支援課(☎983-1112)

## ひとり親世帯臨時特別給付金



新型コロナウイルス感染症による子育て負担の増加や収入の減少等の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、給付金を給付します。

▽申請方法 表の②~④に該当する人は、令和3年2月26日(金)までに子育て支援課へ申請が必要です。

	対象	給付額	申請
基本給付	① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人	1世帯 5万円	不要
	② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人(未申請の人も含む)	※第2子以降 1人あたり3万円を 加算	要
	③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人		要
追加給付	④ 基本給付の対象①②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人	1世帯 5万円	要

※給付金の対象となる人の要件によって申請手続きが異なります。申請書類等詳しくは市ホームページをご覧ください。  
 閩子育て支援課(☎983-1112)

## 公共交通事業者等支援金

新型コロナウイルス感染症対策をしながら、営業を続ける公共交通事業者等に対し、支援金を給付します。

対象車両 令和2年4月1日時点で市内営業所に所属し、市内で営業する車両

支援金額

バス1台あたり20,000円

タクシー1台あたり10,000円

閩管理・交通課(☎983-5144)

## 住居確保給付金



離職等により住居を喪失またはその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間の家賃相当額(上限あり)を、貸主等に直接支給します。

▽対象者 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人

※申請要件など詳しくはQRコードからアクセスし、確認してください。  
 閩生活支援課(☎983-1138)

## 八幡市中小企業者等おうえん給付金

市内の中小企業者等のうち、国の持続化給付金等の各種給付金を受けていない、または受ける予定のない事業者で、売上げが15%以上減少した人に対し、給付金を給付します。

給付額

1事業者につき5万円

申請期間

10月26日(月)~12月25日(金)

申請方法

給付金事務局まで申請書類を郵送していただく予定です。

※給付金事務局はまだ開設されていません。事務局、申請書類等につきましては10月26日(月)に市ホームページにてお知らせします。

閩商工観光課(☎983-2853)

※事務局開設後は事務局までお問い合わせください。

# 八幡おうえん飲食券

使用期間

10月15日(木)~令和3年2月28日(日)

住民生活および飲食店等の経済活動支援のため、全世帯に5,000円分の飲食券を配付します。さらに、70歳以上の人には、長寿祝いとして1,000円分の飲食券を追加配付します。



### 市民の皆さまへ

飲食券入手に関する手続きは不要です。利用できる取扱店の一覧は、飲食券に同封し発送します。

※飲食券取扱店は随時追加されますので、最新情報は市ホームページでご確認ください。

▽配付対象 令和2年8月11日現在、本市に住所を有する世帯の世帯主

▽発行額 1世帯あたり5,000円(500円×



### 10枚綴)

さらに、令和2年12月31日までに70歳以上となる人には、1人につき1,000円(500円×2枚綴)を追加配付

▽配付方法・配付時期

世帯主宛に10月7日ごろから順次ゆうパックにて発送

※11月になっても届かない場合は、お問い合わせください。



### 事業者の皆さまへ

八幡おうえん飲食券が利用できる取扱店を募集しています。

対象店舗 京都府の「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所」のステッカーが交付された店舗のうち、次のいずれかに該当する店舗(スーパーマーケット、コンビニエンスストアは対象外)。

●市内で飲食店営業許可または喫茶店営業許可を取得し、営業している店舗

●食品の製造業の営業許可を取得し、市内で小売販売を行っている店舗

※ステッカーの交付は、商工会へお申し込みください。

取扱店募集期間 12月25日(金)午後5時まで

※応募方法などは、市ホームページの募集要項をご覧ください。

閩・閩商工会(☎981-0234)

### 配偶者からの暴力等を理由に八幡市に避難されている人へ

令和2年8月11日時点で事情により住民票を移すことができなかった人は、申出手続きをすることで世帯主でなくても飲食券を受け取ることができます。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

閩商工観光課(☎983-2853)

閩飲食券に関すること||商工観光課(☎983-2853)  
 70歳以上の人への追加配付に関すること||高齢介護課(☎983-5471)